

山梨しともしひ基金「モデル事業」経費科目一覧

対象経費以外は助成対象になりません。

対象外経費が支出された場合、助成金の返還が生じる場合がありますので、あらかじめご注意ください。
ご不明な点は、事前に事務局にお尋ねください。

(山梨県社会福祉協議会 福祉振興課 電話055-251-0039)

予算科目	【助成できる経費】	【助成できない経費】
1 諸謝金	・外部に依頼した講師に支払う謝金	・団体構成員が講師の場合は対象外 ・寸志、お礼は謝金としないこと ・講師への土産等は、謝金としないこと
2 旅費	・外部に依頼した講師等の交通費（実費）、宿泊費、駐車場代	・団体構成員が講師の場合は対象外 ・団体構成員が使用する車のガソリン代は対象外 ・団体構成員の打合せ等に関する費用は対象外 ・広報活動にかかる施設等入園料は対象外とする（観光施設等）
3 賃借料	・事業に必要な会場の使用料、冷暖房費 レンタカー借り上げ代ほか	・団体構成員の所有の会場等への謝礼費用は対象外 ・一般住宅利用（個人宅）は対象外 ・デイサービス等の公的サービスを行う施設での利用代は対象外 ・団体構成員保有の車両借り上げの謝礼費用は対象外 ・事業の下見としての費用は対象外
4 保険料	・事業に必要な外部の参加者の保険料	・団体構成員のボランティア活動に係る保険料は除く
5 消耗品費	・事業に必要な消耗品 (使用枚数がわかるもの) ・外注する印刷代	・機材、備品等は対象外 ・領収書のないコピー代などは対象外 ・個人、知人、団体事務所への印刷代は対象外
6 通信運搬費	・切手、はがき、宅急便代等	・電話、携帯電話、FAXなどの通信費は、明確な使用額がわからないので対象外
7 教材費	・研修等に使用するための参考書、絵本など。	・参加者全員に配るような賞品、景品は対象外
その他		・飲食代は対象外 ・他団体に対する寄付金、資金援助、会費、負担金は対象外

※助成金の支出の際は、請求書・領収書の保管をお願い致します。実績報告時にコピーを提出いただきます。